
令和7年度第1回練馬区居住支援協議会 議事要旨

[日 時]

令和7年7月15日（火）13時30分から15時30分まで

[会 場]

練馬区役所本庁舎5階 庁議室

[出席者]

（会長） 建築・開発担当部長

（副会長） 長尾委員
福祉部長
高齢施策担当部長

（委 員） 福島委員、石澤委員
青木委員、福田委員、市原委員、蓑毛委員
佐藤委員、高橋委員、田崎委員、近藤委員
障害者施策推進課長、生活福祉課長、高齢者支援課長
石神井保健相談所長、環境課長、住宅課長

（事務局） 住宅課

（その他） 生活福祉課、環境課

[傍 聴 者]

1名

[案 件]

- 1 令和6年度住まい確保支援事業実績について【資料1】
- 2 住まい確保支援における充実施策の実績について（経過報告）【資料2】
- 3 空き家の活用について【資料3】
- 4 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律等について（参考）【資料4】
- 5 その他

1 令和6年度住まい確保支援事業実績について

(住宅課長、資料1の説明)

(意見なし)

2 住まい確保支援における充実施策の実績について（経過報告）

(住宅課長、資料2の説明)

【会長】

家主への補助金の支給の申請件数が0件だが、どのような状況なのか。

【住宅課長】

区の事業に申し込んでから成約に至るまで時間がかかる。相談は何件か受けているので、今後動きがあると見込んでいる。家主への周知方法について、不動産団体の方に、ご意見を伺いたい。

【A委員】

区報やホームページは、家主がどこまで見ているかわからない。家主が物件のことを任せている不動産業者に、協力を依頼し理解してもらう等説得をすることが必要。チラシを配るだけでなく、不動産業者が行っている会議等に、区の担当が出席して事業の説明をするのがいいと思う。

【B委員】

家主への補助金の支給は、住まい確保支援事業と住まいサポーター制度の両方を利用した場合、それぞれ6万円がもらえるという認識でよいか。

【住宅課長】

区の事業を通じて成約した場合対象となる。基本的には、いずれか一つの制度で6万円という想定。

【B委員】

「約1か月の家賃相当分（6万円）の支給がある」というだけでは、積極的に住まいを貸すことには繋がりにくいと考える。生活保護受給者と生活保護ケースワーカーのような、利用者と区が一緒になっているという認識を不動産側が持つことができるとよい。そのような取り組みをしてもらえると、高齢者や障害者に対して貸すことがしやすくなると思う。

【会長】

住まいサポーターの現状についてC委員にご教示いただきたい。

【C委員】

4月から現在までの申請数、相談数各8件の内訳は、ひとり親や、外国人、障害者等偏りは少ない。一人では住まい探しや転居が難しい相談者の不安を受け止めて伴走していくことは、生活サポートセンターとして丁寧に行っていくことが重要と考えているので、住まいサポーターと連携していく。退去が迫っているような緊急性のある相談者については、住まいサポーターだけでなく、居住支援法人や東京チャレンジネット等、従来行ってきた住まい探しの方法も同時に、相談者本人と検討しながら行っている。

【会長】

外部の方から見て、区の担当窓口はわかりにくいのか？D委員いかがか。

【D委員】

高齢者の相談先としては、地域包括支援センターを案内している。『高齢者の生活ガイド』を活用することもある。

【会長】

支援の調整機関については検討している。

【E委員】

昨年度から認知症なんでも相談窓口に関わっている。今年に入ってから相談件数が多くなっている。「区外に住んでいる親を、練馬区に呼び寄せるにはどうしたらいいか？」と相談を受ける。住まい確保のニーズは、区民のみではなく、区外に住んでいる人も増えている。

【住宅課長】

練馬区住まい確保支援事業では、子が区民であり、区外に住んでいる親を区内に呼び寄せる場合も申込みができる。

【会長】

住まい確保支援事業について、全般的な意見をお伺いしたい。

【F委員】

住まい確保支援事業の実績について。情報提供事業は、紹介件数に対して成約件数が1桁である理由を検討していく必要があるのではないかと。事業の対象者要件からして、不動産業者とのやりとりを進めるのが難しい人もいないか。一方で、伴走型支援は成約件数が2桁で、住まいサポーターの申請数が8件あるということは、伴走してくれる人の存在が大きいのではないかと。

【住宅課長】

住まい確保支援事業の申込者の中には、本事業に申し込む他、知人や近所の不動産に依頼する等の選択をとっている場合もある。過去、本事業で成約に至らなかった申込者でも40%～50%の割合で転居や、施設入所等何らかの形で転居している。

【会長】

申込者の状況に応じて、情報提供事業から伴走型支援にシフトすることもある。

【G委員】

障害者の住まい探しは課題と感じている。障害者の一人暮らしは、なかなか成約に結びつかない一方で、病院などの関係者が熱心に物件探しの支援をした結果、家主や不動産店の理解を得られて成約に繋がることもある。家主や不動産店の理解を得られるような支援をきめ細かく行っていくには、もう少し仕組みづくりをしていく必要があると考えている。

【H委員】

住まい確保支援事業に繋いだケースもあるが、家賃や地域などで折り合いがつかず成約に至らないケースが多い。地域包括支援センターの職員が、不動産店を何件もあたって、本人と同行して内見等を行い成約に至ったケースが最近2件ある。生活困窮や、理解力の低下がある方については伴走が重要と考える。

【I委員】

高齢者のみの世帯はかなり多い。孤独死が起きたとき、連絡先に困る管理会社や大家が多い。住宅に限らず、生活保護ケースワーカーのような、その方の生活状況などの情報を把握して、管理会社や大家に伝えることができる人が必要になるのではないかと。

【J委員】

住まい確保支援事業に関するチラシを本日初めて見た。介護事業所等での認知度が上がるとよい。

3 空き家の活用について

(環境課長、資料3の説明)

【K委員】

空き家相談の相談員として対応しているが、賃貸には不向きな住宅が多く、難しいのではないかと。また(住まい確保支援事業について)、区外の業者も区内の物件情報を提供できるような流れができるとよい。

4 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等の一部を改正する法律等について(参考)

(住宅課長、資料4の説明)

【E委員】

居住サポート住宅の概要について。大家、不動産店との連携だと思うが。小規模多機能型居宅事業がまさに、居住サポート住宅の役割を担えると思う。区は23区の中でもっとも看護多機能型居宅事業の設置数が多い。ぜひ活用等していただきたい。

【A委員】

居住サポート住宅の認定が進めばよい。戸建ての空き家は活用が厳しいと思う。

5 その他

(意見なし)

【会長】

事務局から、今後の予定をお伝えする。

【事務局】

次回については、令和8年3月の開催を予定している。

【会長】

以上で終了とする。

(了)